

事務使用欄

【受験申込区分】

大学用	区分E	区分F	卒業
-----	-----	-----	----

**公認心理師試験  
卒業証明書・科目履修証明書**  
[公認心理師法施行規則附則第3条に規定する科目]

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生 年 月 日				
氏 名	(姓)	(名)					
大学名					(西暦) 年 月 日 生		
学部・学 科・コース							
入学年月	(西暦)	年	月	卒業年月		(西暦)	年

	大学における必要な科目		履修	対応する開講科目
<b>I</b>	1	心理学概論	<input type="checkbox"/>	
	2	臨床心理学概論	<input type="checkbox"/>	
	3	心理学研究法	<input type="checkbox"/>	
	4	心理学統計法	<input type="checkbox"/>	
	5	心理学実験	<input type="checkbox"/>	
	<b>上記 I の 5 科目のうち、履修した科目数</b>			<input type="checkbox"/>
<b>II</b>	大学における必要な科目		履修	対応する開講科目
	6	知覚・認知心理学	<input type="checkbox"/>	
	7	学習・言語心理学	<input type="checkbox"/>	
	8	感情・人格心理学	<input type="checkbox"/>	
	9	神経・生理心理学	<input type="checkbox"/>	
	10	社会・集団・家族心理学	<input type="checkbox"/>	
	11	発達心理学 □	<input type="checkbox"/>	
	12	障害者・障害児心理学	<input type="checkbox"/>	
<b>上記 II の 7 科目のうち、履修した科目数</b>			<input type="checkbox"/>	左記 II の 7 科目のうち、4 科目以上を履修すること。
<b>III</b>	大学における必要な科目		履修	対応する開講科目
	13	心理的アセスメント	<input type="checkbox"/>	
	14	心理学的支援法	<input type="checkbox"/>	
	15	心理演習	<input type="checkbox"/>	
	16	心理実習	<input type="checkbox"/>	
	<b>上記 III の 4 科目のうち、履修した科目数</b>			<input type="checkbox"/>

	大学における必要な科目		履修	対応する開講科目
<b>IV</b>	17	健康・医療心理学 (※)	<input type="checkbox"/>	
	18	福祉心理学	<input type="checkbox"/>	
	19	教育・学校心理学	<input type="checkbox"/>	
	20	司法・犯罪心理学	<input type="checkbox"/>	
	21	産業・組織心理学	<input type="checkbox"/>	
	<b>上記 IV の 5 科目のうち、履修した科目数</b>			<input type="checkbox"/>
<b>V</b>	大学における必要な科目		履修	対応する開講科目
	17	健康・医療心理学 (※)	<input type="checkbox"/>	
	22	人体の構造と機能及び疾病	<input type="checkbox"/>	
	23	精神疾患とその治療	<input type="checkbox"/>	
	<b>上記 V の 3 科目のうち、履修した科目数</b>			<input type="checkbox"/>

- (注) 1 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできません。（「履修」欄は、履修した科目の□に✓点でチェックしてください。また履修していない科目の□を取り消し線で消してください。）
- 2 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
- 3 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
- 4 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、試験の無効及び公認心理師の登録の取り消し等を行います。

【参考】

- 法第8条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。
- 第2項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。
- 法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
- 第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

上記の者は、当大学において、大学における必要な科目と定められた上記科目を修めて卒業したことを証明します。

(西暦)  
2023 年 月 日

所在地

大学名

大学代表者氏名

印

事務使用欄  
※何も記入しないでください。

E  
F

E  
F